

令和3年度第1回長瀬町総合教育会議 議事録

1. 開催期日 令和3年11月25日（木）13：23～14：07

2. 開催場所 長瀬町役場3階大会議室

3. 出席委員 町長 大澤タキ江

教育長 野口 清

教育委員 西山忠文

教育委員 齊藤慶子

教育委員 田端祥邦

教育委員 工藤ちはる

4. 日 程

1. 町長あいさつ

2. 議事録署名人の氏名

3. 議事

(1) 長瀬町教育大綱の策定について

(2) 各学校の将来を展望した学校のあり方について

(3) I C T を活用した各学校の取組みについて

(4) その他

5. 事務局出席者 総務課長 福島賢一

総務課主幹 染野和明

教育次長 内田千栄子

教育委員会指導主事 土屋智治

教育委員会主幹 千島 毅

6. 議事録

【開会】

(総務課長)

ただいまから、令和3年度第1回長瀬町総合教育会議を開会いたします。

開会にあたりまして大澤町長からご挨拶を申し上げます。

【町長あいさつ】

(町 長)

皆さんこんにちは。

本日、令和3年度長瀬町総合教育会議を招集しましたところ、委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本町の教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、昨年から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、収束の鍵となるワクチン接種が進み、感染者も減少傾向になっているものの、これから風邪等の流行期を迎えること、まだ余談を許さない状況が続きます。このような中、町内の小学校、中学校では、様々な活動が制限されていましたが、緊急事態宣言が解除されて以降、感染防止対策を図りつつ教育活動の正常化も進められているところです。町といたしましても、引き続き感染拡大防止に努め、どのように子ども達がすこやかに学び、そして育っていくかということに、しっかりと取り組んでいかなければならぬという認識を持っております。

本日は4件の議題がありますが、長瀬町の次世代を担う子ども達のための意見交換を行いたいと考えておりますので、教育委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただき、今後の本町における教育行政に活かしていければと思いますので、本日はよろしくお願ひいたします。

【議事録署名人の指名】

(町 長)

齊藤委員にお願いします。

(総務課長)

大澤町長と齊藤委員さんにおかれましては、議事録ができましたら内容を確認していただき、署名をお願いしたいと思います。

【議 事】

(総務課長)

次第4「議事」に入らさせていただきます。長瀬町総合教育会議設置要綱第4条第1項に基づきまして、大澤町長に議長をお願いします。

なお、議長として会議を進行していただきますが、あわせて協議・調整に

も加わっていただきたいと思います。

(町 長)

それでは、しばらくの間、私が議長として協議・調整を進めさせていただきますので、ご協力の程お願いをいたします。本日の議題は「長瀬町教育大綱の策定について」、「各学校の将来を展望した学校のあり方について」、「ＩＣＴを活用した各学校の取組について」、「その他」の4件となっております。

それでは、「議題（1）長瀬町教育大綱の策定について」、担当より説明をお願いします。

(総務課長)

(1) 長瀬町教育大綱の策定について、ご説明させていただきます。お手元の資料1の長瀬町教育大綱をご覧ください。こちらは、平成29年度に策定をして、計画期間は平成29年度から令和3年度の5年間で、今年度末をもって計画期間が終了しますので、令和4年度からの次期計画を策定する必要があるため、その策定方法について、お諮りするものでございます。

初めに、教育大綱策定に関する「1. 根拠法令」でございます。平成27年4月1日に改正されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、いわゆる国の教育振興計画を参照し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと、義務付けられております。

次に、「2. 大綱策定の考え方」について(1) 大綱の定義ですが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるとされておりまして、事細かな、いわゆる詳細な施策について策定することは求めてられておりません。地方公共団体としての教育施策に関する基本方針を定めるものでございます。

次に、(2) 大綱の位置づけについて、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画や総合計画において、教育行政における基本方針が示されている場合には、町長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができるとされ、この場合、別途大綱を策定する必要はないとされております。町の最上位計画である「第5次長瀬町総合振興計画」(資料2)には、町の教育に関する基本方針が示さ

れていることから、その方針を基本とし、年度ごとに教育委員会で策定している「教育行政重点施策」（資料3）を踏まえて、総合教育会議で協議・調整し、策定することとするものです。

次に、(3)の、計画期間ですが、期間については、法律では定められていませんが、国の教育振興計画の計画期間が5年であること。また「第5次長瀬町総合振興計画」の計画期間は10年間であり、その計画の中期計画としての「基本計画」が5年ごとに前期、後期で見直されることから、計画期間を5年としたい。ただし、期間内であっても、必要に応じて見直すことができるものとするものです。

以上のこと踏まえまして、次期「長瀬町教育大綱」を策定していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

ただいまの説明に際しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないので、次期大綱については、現在、令和4年度から令和8年度までの5年間の長瀬町総合振興計画の後期基本計画策定に向けた見直しを行っているところですので、後期基本計画の教育に関する部分を基本とし、毎年度、教育委員会が策定しています教育行政重点施策を踏まえて、策定することで、ご異議なしということでおよろしいでしょうか。

《異議なし》
ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「議題(2)各学校の将来を展望した学校のあり方について」担当より説明をお願いします。

(2)各学校の将来を展望した学校のあり方について、ご説明させていただきます。現在、長瀬町では、第5次長瀬町総合振興計画を、新たなまちづくりの指針として位置づけ、各施策を積極的に展開しております。その計画において、教育環境の充実につきましても、「心身の豊かな子どもを育むことができるよう、一人ひとりに応じた教育を提供するとともに、確かな学力を育みます。また、子どもが家庭や地域に見守られながら、健全に育っていくことができる仕組みづくりを進めます。」という基本方針があります。その基本方針に沿うためにも、今後の長瀬町の教育のあり方について検討す

る必要があることから、令和2年4月1日に長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例を施行し、検討委員会を設置いたしました。

本日は、その検討委員会の活動内容を中心に説明をしたいと思います。

それでは、お手元にお配りをしております、「資料4」をご覧ください。

まず、P2には、長瀬町立小中学校の現状についてということで、児童生徒数の推移と推計の表が載っています。3本の折れ線グラフがありますが、上から第一小、真ん中が中学校、下が第二小学校となっています。このグラフを見ていただくと分かるように、平成元年から今日まで、多少の上下はありますが、右肩下がりで減少しているのが分かると思います。この減少は、今後も続くことが予想され、令和7年には第一小学校で171人、第二小学校で47人、中学校で140人になる推計が出ています。

それでは、P3をごらんください。こちらには、長瀬町学校のあり方検討委員会の設立の目的や事務所掌についてまとめてあります。

次にP4をご覧ください。ここでは、実際、検討委員会ではどのような活動を行ってきたのか。その会議等の実施状況をまとめてあります。このP4には、第1回から第4回までの会議内容を、次のページには、第5回から第8回までの内容をまとめています。第1回は、令和2年7月27日に開催し、委員に委嘱書を手渡し、本委員会の役割について説明をしました。第2回は、10月14日に開催し、長瀬町教育委員会から諮問を受領しました。この諮問は、「今後の望ましい学校教育のあり方について」と題し、諮問事項として、「長瀬町における児童生徒数の推移を踏まえ、長瀬町立小中学校において、将来にわたりより良い教育環境を維持するため、児童生徒にとってどのような教育環境が望ましいのかを総合的に検討し、将来を展望した学校教育のあり方について諮問する。」という内容となっています。また、住民からの意見収集の実施について検討しました。第3回は、12月22日に開催し、住民からの意見収集について、まずは現在、子どものいる保護者向けのアンケートから始ることになり、その内容について話し合いました。第4回は、令和3年2月25日に開催し、保護者アンケート内容の最終確認を行ったほか、委員を3つのグループに分け、2つのテーマについてグループワークを実施しました。

次にP5をご覧ください。第5回は、5月24日に開催し、保護者アンケート調査の概要と集計結果がまとまりましたので、その内容について報告をし、意見交換を行いました。第6回は、7月9日に開催し、各小中学校の授業の様子や施設の状況を見学し、その後、見学して感じたことや気づいたこ

との意見交換を行いました。第7回は、9月8日に開催し、町民アンケート調査の概要と集計結果がまとまりましたので、その内容について報告をし、意見交換を行いました。第8回は、11月18日に開催し、答申の案について、その内容を確認し、意見交換を行いました。次回の会議は、令和4年1月に予定しており、そこで教育長に報告書（答申）を手渡す予定です。

次にP6をご覧ください。先ほど、説明をいたしました保護者アンケートの内容となります。調査対象は、長瀬町立小・中学校に通学している児童生徒の保護者、長瀬町立小学校に就学する予定の町内幼稚園、保育園に通園している園児の保護者で、配布数が364件、回収数が324件で回収率89.01%でした。

次にP7をご覧ください。こちらは、町民アンケートの内容となります。調査対象は、令和3年4月1日現在に町内に住民登録をしている世帯から令和2年度に中学生以下の児童生徒、未就学児の属する世帯を除き、無作為に抽出した1,000世帯で、回収数が485件で回収率48.5%でした。

それでは、アンケート集計結果から1点説明させていただきます。

次のページにカラー刷りで添付しております、「学校教育についてのアンケート集計結果」をご覧ください。その3ページ目の【問7】の問、小中学校の再編（統合等）について、をご覧ください。この2つのアンケートの結果を合わせたうえで、将来の長瀬町小中学校の再編（統合）に対する考え方については、「小学校2校の統合」が51.2%、「小学校2校と中学校を統合」が34.7%、「小中学校以外との統合（複合化）」が4.6%、「現状維持」が8.5%でした。ここには載っていませんが、地域別にみると、「小学校2校の統合」は一小区域在住者では54.9%、二小区域在住者では41.3%でした。「小学校2校と中学校を統合」は一小区域在住者では34.7%でしたが、二小区域在住者では45.8%でした。一小区域在住者の回答では、「小学校2校の統合」を望む回答が多く、二小区域在住者においては、「小学校2校と中学校を統合」を望む回答が多い結果でした。導入にはより時間が掛かりますが、小中一貫教育についても町民の関心が高いことも分かりました。次のページからは自由意見の内容をまとめていますが、内容をみると多くの町民が今の学校の状況をそのままにしておくことは望んでいないことが分かります。いずれにいたしましても、小学校の格差の問題。一小は、ギリギリ2クラスにならない人数、二小は、来年度から複式学級が見込まれている状況。この現状を少しでも早く改善させたいという町民や保護者の思いが、アンケート結果からも分かりました。

それでは、P 8 の「まとめ」をご覧ください。長瀬町学校あり方検討委員会では、長瀬町教育委員会の諮問に応じ、計 8 回の会議を開催し、協議を重ね、検討委員会としての協議結果がまとまりましたので、令和 4 年 1 月に教育長へ答申を行う予定です。今後は、この答申結果を踏まえて、教育委員会として、長瀬町立小中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方をまとめ、町と協議を行い、基本方針や今後の計画などを策定していきたいと考えています。その際は、教育委員会定例会や総合教育会議にて協議をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

(町 長)

ただいまの説明に際しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「議題（3）ICT を活用した各学校の取組みについて」について、担当より説明をお願いします。

(指導主事)

（3）ICT を活用した各学校の取組みについて、ご説明させていただきます。文部科学省が全国的に進めている GIGA スクール構想に基づき、小中学校において全児童生徒用の学習用端末の整備を昨年度末、今年の 3 月末に完了しました。児童生徒にとって学習意欲を高める授業を実践することを目標とし、教職員の授業の質の向上と児童生徒の確かな学力の定着を図っております。具体的には、今年 3 月末から随時教職員研修を行ったり、指導者用デジタル教科書の導入を行ったりしています。

各校の取組についてですが、長瀬第一小学校では、整備した一人一台端末（タブレット）や校内無線 LAN 環境を効果的に活用するため、校内研究のテーマとして「情報収集と情報活用ができる児童の育成～ICT 機器を効果的に活用した授業の工夫～」を掲げ、年度当初より研究を進めています。今夏、整備したプロジェクターも 2 学期の始業式や授業で随時活用しております。タブレットやプロジェクターの活用事例ですが、資料の写真にありますが、教職員の校内研修、研究授業の際に教職員が意見を出し合う時にタブレ

タブレット端末を活用しております。左下の3枚の写真ですが、こちらは研究授業を行っている場面です。プロジェクターで見ると子供達も焦点がスクリーンに行くので、子供の集中を引きつけるという時には凄く効果的に活用しております。また、右上の4年生の図工で植物を観察して、写真を撮って、それを基に雨の日など教室で絵を描いたりして活用しています。6年生の総合的な学習の時間では、調べ学習やプレゼンテーションソフトを活用して発表の場に使ったりしています。そのほか、連絡帳に書く内容をタブレットで伝えたり、学級でのアンケートをタブレットで集計して結果をグラフで示すなどの例もあります。

次に、長瀬第二小学校では、全学年が授業の内容に合わせて活用しており、国語の授業では、音読の様子を撮影して自分がどんな風に音読をしているのか。自分はだいぶゆっくり読んでいるとか、ここでつっかえてるんだとか、自分の力を高めるために使ったり、社会科では、地図を見て気づいたことを共有したり、以下資料に書かれているようなことで活用しています。また、定期的に教職員を対象にした研修を行い、タブレットやアプリの授業における活用方法についても共有しております。資料の左側2枚の写真ですが、研究授業等で児童がタブレットを通して情報共有をしているとか、右下になりますが二小の方は児童の数が少ないということで、プロジェクターでなく、大きなテレビモニターで児童のタブレットから集めた情報を映し出しています。右上については、教職員の研修で活用している様子です。

次に、長瀬中学校では、タブレットを使用することによって、教育効果を得るためにということで、英語科では、教科書に掲載されているQRコードをタブレットで読み取り、画面に表示された課題を自分のペースで取り組んでいたり、保健体育科では、ダンスや跳び箱運動、柔道等の授業で互いの演技をタブレットで動画撮影して、それを基にアドバイスを送ったりして技能を高め合っています。また、社会科では、タブレットでグーグルアカウントのクラスルームを活用して授業を行っております。教室のテレビ画面ですばやく情報共有することができて効率よく学ぶことができています。また、美術科では、作品制作の参考写真の撮影、資料収集等に使用しています。根拠を持ち、自己の学びを深めることを目指しております。ほかにも、家庭科で裁縫（縫い方）の動画を隨時、自分で確認しながら縫うなど、3校を通して取りあえず、今年度は使ってみるということで、試行錯誤しながら行っています。また、家庭への持ち帰りで、有事の際に学校で授業ができない場合に備え、一小では、5・6年生が通信を通して1時間程度、つながっているな

どの確認をしたり、二小では、既に全家庭で確認が終わっています。中学校は11月末に行うということで確認が取れています。その他で、昨年度末は卒業式でコロナ禍ということもあったので、卒業生と教職員だけが体育館の中に入り、ほかの児童生徒達は教室で卒業式の様子をタブレットで見るということも行っております。取り組み状況については以上となります。

(教育長)

追加説明になりますが、長瀬町では令和3年4月がGIGAスクール元年としまして、各校で順次活用してもらうようにお願いをしました。その結果、先ほど指導主事が説明したような内容で取り組んでもらっています。

最終的にはリモート授業ができるよう各学年とも、まだ小学生の低学年の方はちょっと無理なんですが高学年、中学生は随時家庭へ持ち帰ってWi-Fiに繋がるかどうか試してもらっています。繋がることによって教室での授業が家庭でやっているような状況になるかと思いますが、まだまだ1年生には扱いが難しいかなと。これについては、家庭での授業で保護者がいなくても自分で出来るようになるようやっていきたいと考えています。授業の中での一人ひとりのタブレットの扱いについては、子供は早いんですよ。スマホを開くのと同じような感覚でどんどん開いていますから、そのへんは大丈夫だと思いますが、あとはWi-Fiに繋げられるかどうかが課題になってくると思います。また、町民の皆様も子供達のタブレットに対する関心は凄く高いんですね。ですから1日も早く子供達が家に持ち帰って教室での授業ができるようなりモート授業をもう少し余裕をいただければ出来るんじゃないかと思っております。そのようなことで、指導主事から説明がありましたが、学校では各種取り組みを行っていますので、ご理解いただければと思います。

(町長)

ただいま、議題3について担当から説明がございましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

質問1

(町長)

私からいいですか。

タブレットの取り扱いについて行けない子供さんがいますか。

(指導主事)

全員の子供が学びを保証できることが大前提となっていて、教職員には、

それを言い聞かせています。タッチするにしても個人差が出てしまいますが、
辛抱強く教えるよう働きかけていて、教職員も実際に行ってています。

(町長) 支援が必要な子の場合はどうしているのでしょうか。

(指導主事)

特別支援学級の子供については、教員も手厚く個別に支援ができるので、
それぞれの子に合ったペースがありますので、文字を打つ操作などがら一つ
ひとつ丁寧にやっていくしかないのではと思います。また、それプラス、他
の子供と比べるのではなく、自分は前よりここが出来るようになったなど、
自己肯定感を大切にしながらＩＣＴの取り組みを進めていければと考えて
おります。

(質問2) 質問2

(西山委員)

タブレット端末を使つたいじめがあったと報道されたが、そのへんについて
の対策とかセキュリティはどうなっているのか。

(指導主事)

町ではＩＣＴの使用する際の規程を作りまして、それを基に教職員にも周
知をし、今のところはそういった問題は特に起きていません。

(質問3)

(田端委員)

パスワードの管理とかはどうしているのか。

(千島主幹)

当初は、共通でしたが色々と問題が出てきていますので、個人で設定したもの
を担任の先生が管理して、万が一忘れた際には先生が教えてログインする
よう許可を与えています。

(指導主事)

問題があった市では、パスワードが同じものを使っていたということで、
問題が起こったのですが、長瀬町は個人ごとに設定しているので、その点は
問題はないかと思います。

(教育長)

一番最初は、想定してなかったと思いますが、新しい問題が出来ますから
その都度、対応していくしかないのかなと思います。タブレットだけでな

くて、家庭でのスマホの扱い方だとか色々と出てきていますから基本的な使用方法だとか含めて教職員には指導してもらうようにしております。

(町長)

そのほか、ご質問等はございますでしょうか。

ないようですので、「議題（4）その他」に移らさせて頂きますが、何かございますでしょうか。

特ないようでございますので、本日上程した議題がすべて終了しました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(総務課長)

ありがとうございました。

それでは、次回の会議の開催でございますけども、議題1の長瀬町教育大綱の策定の報告のために、来年3月にお集まりいただきたいと考えております。時期が参りましたら、皆様にご案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和3年度第1回度長瀬町総合教育会議を終了させて頂きます。

令和4年1月27日

町長 大澤タキ江

署名委員 朝藤慶子